

令和3年第4回定例会
新冠町議会会議録
第2日（令和3年12月17日）

◎議事日程（第2日）

開議宣告

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第45号 令和3年度新冠町一般会計補正予算
- 第 4 議案第46号 令和3年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算
- 第 5 議案第47号 令和3年度新冠町下水道事業特別会計補正予算
- 第 6 議案第48号 令和3年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算
- 第 7 議案第49号 令和3年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 8 議案第50号 令和3年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算
- 第 9 議案第51号 令和3年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正
予算
- 第10 発委第 5号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策
を求める意見書の提出について
- 第11 発委第 6号 令和4年度の米政策に関する意見書の提出について
- 第12 会議案第16号 閉会中の継続調査について
- 第13 会議案第17号 閉会中の継続調査について
- 第14 会議案第18号 閉会中の継続調査について

◎追加日程

- 第 1 議案第52号 令和3年度新冠町一般会計補正予算

閉議宣告

閉会宣告

◎出席議員（12名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 武田修一君 | 2番 中川信幸君 |
| 3番 秋山三津男君 | 4番 氏家良美君 |
| 5番 但野裕之君 | 6番 竹中進一君 |
| 7番 長浜謙太郎君 | 8番 酒井益幸君 |
| 9番 須崎栄子君 | 10番 芳住革二君 |
| 11番 堤俊昭君 | 12番 荒木正光君 |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町	長	鳴	海	修	司	君
副	町	山	本	政	嗣	君
教	育	奥	村	尚	久	君
総	務	佐	藤	正	秀	君
企	画	佐	渡	健	能	君
町	民	坂	東	桂	治	君
保	健	鷹	背		寧	君
税	務	原	田	和	人	君
産	業	島	田	和	義	君
建	設	関	口	英	一	君
会	計	坂	本	隆	二	君
診	療	杉	山	結	城	君
特	別	竹	内		修	君
養	護	工	藤		匡	君
老	人	山	谷		貴	君
ホ	ム	湊		昌	行	君
所	長	新	宮	信	幸	君
町	有	小	林	和	彦	君
牧	野	楫	川	聡	明	君
所	長	下	川	広	司	君
農	業	谷	藤		聡	君
委	員	八	木	真	樹	君
会	事	三	宅	範	正	君
務	局	寺	西		訓	君
長		磯	野	貴	弘	君
管	理	小	久	保	卓	君
課	長	坂	元	一	馬	君
社	会	佐	々	木	京	君
教	育	曾	我	和	久	君
課	長	岬		長	敏	君
総	括					
主	幹					
企	画					
課	長					
総	括					
主	幹					
町	民					
生	活					
課	長					
総	括					
主	幹					
保	健					
福	祉					
課	長					
総	括					
主	幹					
産	業					
課	長					
総	括					
主	幹					
建	設					
水	道					
課	長					
総	括					
主	幹					
建	設					
水	道					
課	長					
総	括					
主	幹					
管	理					
課	長					
総	括					
主	幹					
管	理					
課	長					
総	括					
主	幹					
社	会					
教	育					
課	長					
総	括					
主	幹					
社	会					
教	育					
課	長					
総	括					
主	幹					
代	表					
監	査					
委	員					

◎議会事務局

議	会	事	務	局	長	田	村	一	晃	君			
議	会	事	務	局	総	括	主	幹	伊	藤	美	幸	君

(午前 9時58分 開議)

◎開議宣告

○議長（荒木正光君） 皆さんおはようございます。ただいまから、令和3年第4回新冠町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒木正光君） 議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒木正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、4番、氏家良美議員、5番、但野裕之議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（荒木正光君） 日程第2、一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言願います。

氏家議員。

○4番（氏家良美君） 議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い行財政改革の進め方について質問いたします。

令和3年5月の臨時会における所信表明において、当町の課題として考えられるものについては大きな財政出動を伴うものが多く、行財政改革を念頭に置いて進めていくと表明されました。また、6月定例会における一般質問に対し、財政推計を早期に作成すると答弁され、今般提示されたわけではありますが、予想していたとは言え改めて大変厳しいものであると認識いたしました。この財政推計をもとに行財政改革が進められることとなるわけではありますが、行財政改革と聞いてやはり真っ先に懸念されるのは行政サービスの削減です。その進め方について方針がはっきりしてないことで町民に不安を与えると考えますので、その行財政改革の進め方について2点町長の考えを伺います。

1点目、現在の行政運営において町民へのサービスは今ある財政の中で町民利益が最大になるように配分されており、当然見直しは必要ではありますがはっきりむだであるというものは多くないと考えております。また、そこに多少のむだがあったとしても今後想定される大型公共施設の更新などの財政出動に見合うだけのものではないでしょう。そうすると考えられる削減方法は、行政サービスを見直すことによる削減が懸念されます。これには当町独自の政策が対象となると推測いたします。町長就任以来進められてきた入院病床の復活、給食費の無償化、誕生祝い金などの政策は町民に喜ばれ浸透してきており、新冠町に住みたい、住み続けたいと思う要因にもなっております。これらの政策につ

いても見直しはあるのでしょうか。また、ほかに考えている削減の方法があればお伺いいたします。

2点目、町長が進めてきた政策によって新冠町の魅力が増しており、人口減少対策にもなっていると感じているところです。その一方で移住を希望していても住む場所がないと言われます。また、移住だけではなく定住についても支障が出てきています。一例ですが、家族構成が変わり町内の賃貸を探しても適当な物件がない。そこで、家を建てることも考えるわけですが民間の土地も限られており、選択肢が少なく断念し町外へ移転してしまうというケースもあります。新冠町は定住・移住政策を推進していますが、このように住み続けるということが難しくなっている状況が少なからずあります。私も平成30年6月定例会において一般質問しており、行政がリーダーシップをとっての宅地分譲等についても提案いたしました。また、同僚議員によっても質問されています定住・移住推進について、この課題を解決するためにどんな対策が効果的であるかというのは難しいところではありますが、できる対策はとっていくべきであると思います。改めて定住・移住政策を推進するための攻めの対策で考えていること、また現在進めているものがあればお伺いしたいと思います。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 氏家良美議員からご質問のございました行財政改革の進め方について、お答えいたします。

ご承知のとおり、公共施設の約4割は建築後30年以上経過していることから、順次、更新等が求められることになり、町の財政状況や人口の推移を踏まえ、中長期的な視点にたった整備方針及び整備計画が必要であると考えております。このことから、令和2年度決算額を基礎に令和14年度までを見通した財政推計を先般作成したところですが、この期間における累計財源不足額は約15億5,000万円となっており、まずはこの財源不足額の解消を図らなければ町づくり自体立ち行かなくなるもので、そのためには行財政改革を断行し、持続可能な町を創り上げなければなりません。

まず、1点目の行政サービスの削減についてですが、今後、財政の健全化方針や行財政改革プランの策定に着手いたしますので、現時点で具体的なことを申し上げることはできませんが、「最小の経費で最大の効果を上げる」ことを基本原則に組織及び運営の合理化に努めるほか、行政サービスの必要性とそのあり方、費用対効果の検証による事務事業の廃止や縮小、民間活力の導入など、さまざまな角度からすべての事務事業について、検討する必要があるものと認識しております。また、これらを進めるに当たっては議会は元より、関係団体や町民の声に耳を傾けながら、丁寧な説明と相互理解、合意形成が何よりも大切であると考えております。

次に、2点目の定住移住対策についてですが、当町の人口減少幅が他町に比べ比較的小さいのは、これまで町が行ってきた宅地分譲、企業誘致、定住移住政策、そして医療や子

育て政策等の一連の取り組みが当町における人口減少の進捗を軽減させていると考えています。また、議員ご指摘のとおり当町に対する居住ニーズが高まりつつあることも感じているところでもあります。そのため、町としても人口増加に向けた取り組み意識を高く設定し、人口増加機会を逃すことなく対応して行く考えであり、最近においては大規模事業者の業務拡大に際し、社員集合住宅の建築敷地の確保について協働の取り組みを行ったところでもあります。しかしながら、宅地を求めるなどの広く一般の方々のニーズには十分に対応しきれていない面もあると存じます。しかし、住宅ニーズに対応するための宅地分譲政策を考えたとき、防災面及び交通の利便性等を満たす適地の確保は困難であり、また空き家等の再利用についても居住可能物件は民間売買の流通の中にありますが、多くの空き家は住居としては活用できない状況にあるなど、できる方策には限りがあることも事実でございます。

現状、町としてはでき得る取り組みを進めることはもちろんのこと、まちづくりの視点に立ち居住ニーズに対応できる施策展開の必要性を念頭に置き、議員からのご指摘も踏まえ今後あらゆる角度からの試みを続けてまいりたいと考えていますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 氏家議員、再質問ございますか。

氏家議員。

○4番（氏家良美君） 今後控える公共施設の更新は相当リスクがあり、公共施設の更新には優先順位をつけて実施していく必要があると再認識いたしました。この公共施設の更新の優先順位については、町長は町民との対話の中で決定していくことが重要であると考えていることは十分理解しているところですが、一方でまず町長の考えが町民に行き渡らなければ議論が進まないとも考えます。予定されている公共施設の更新はどれも重要ではありますが、町長として現時点において1番に考えている施設があればお伺いしたいと思います。

また、行財政改革については慎重に進められると思いますが、我々議員も町の将来のことを考えてその行財政改革が必要となれば町長と一緒にお願いをし、理解していただく努力をしていくことは当然と考えております。そのお願いの中には、町民に我慢してもらわなければいけないものが少なからず出てくると推察されます。当然、町民への影響が最小限になるように進められると思いますが、我慢をお願いするときに我々議会が何も変わらずにいるということにはならないのではないかと考えているわけです。議員定数、議員報酬についてはいろいろな考えがありますが、町の将来を考え削減ということも視野に入れていかなければ町民の理解を得ることは難しいのではないかと私は考えております。議員定数、議員報酬の提案については議会みずから条例改正の提案をしていることが多いわけですが、町長にその提案権がないわけではありません。町長も議員としての立場があったわけではありますが、この行財政改革を進めるに当たり議員定数、議員報酬について考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 氏家議員の再質問にお答えいたします。

これまでもいろいろな場面で申し述べておりますが、国保診療所における病床の復活再開をはたし、現在は鋭意経営の安定化に向けて取り組んでいるところでございますが、一方で施設本体は建築後 50 年が経過しており、経営を継続するためには建てかえが喫緊の課題であり、役場内に医療介護施設整備検討委員会を設置し、検討を重ねている最中でありますことをご理解賜りたいと存じます。

また、後段の議員定数及び議員報酬につきましては議会が自らそのあり方を考え、結論を導き出すことが何よりであると考えており、私はその結論を尊重したいと思っておりますので、合わせてご理解願います。以上です。

○議長（荒木正光君） 再々質問ありますか。

○4番（氏家良美君） ありません。

○議長（荒木正光君） 以上で、氏家議員の一般質問を終わります。

次に、竹中進一議員の国保診療所への電子カルテ導入の発言を許可いたします。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

令和2年度新冠町立国保診療所の運営は本年11月に行われた決算時には、コロナ禍にありながら入院患者は増加いたし、外来患者においても前年比約84%にとどまり善戦をいたしており、担当スタッフの努力が高く評価されているところでございます。

私がかねてより、電子カルテの導入について発言をいたしてまいりました。その都度一定の答弁はいただいているところではございますが、前向きな回答が得られていない状況にございましたが、直近の回答では診療所の改築にあわせて検討を進めるとの方針でした。しかし、我が町の大型施設改築事業計画としてはまだ確定ではございませんが、新冠町の公共施設個別計画によると道の駅改修が令和4年度の予定となっており、診療所の改築は先ほどの答弁の中にもございましたが、その後令和今年度から着手いたし、完成を見るのは順調にいつて令和8年度となっております。この計画どおりに進めばある程度のめどが立ってきていると言えますが、順調にいつてもこれから5年後の導入計画となります。私は、これまでいただいていた回答から導入に当たっては多額の財政負担が重くのしかかるとの認識でしたが、改めて電子カルテに関する勉強をいたしてまいりました。

あまり確定的なことは申し上げられませんが、電子カルテの普及率は厚生労働省の直近のデータ医療施設調査によると、平成29年、3年前のやや古い数字ですが、一般病院全体で46.7%の普及率。200床未満の病院では37%となっております。しかし、この時点で一般診療所の電子カルテ普及率は41.6%となっており、200床未満の病院の普及率よりも一般診療所の普及率が4.6%を上回っており、4年経過した現在ではさらに相当の普及が広がっていると推察されるところでございます。厚生労働省でも普及促進には目標を定め

て奨励し、2020年度までに地域医療において中核的な役割を担うことが特に期待される400床以上の一般病院における電子カルテの全国普及率を90%まで引き上げることを目標にしておりましたが、平成29年度で85.4%となっていることから推察いたし、この目標は達成されているのではないかと思います。国も電子カルテの普及を推進しているわけで、先ほど申し上げた医療施設の調査からも29年度以前の4年毎に行われた過去の調査結果を見ても、一般診療所の平成26年度から29年度の伸び率を除いて、どの規模の病院や診療所も直近に至るほど大幅な普及の伸びを示しております。これを結果を見ても電子カルテの有用性が認知され、採用の速度が増してきていることを推しはかることはできるのではないのでしょうか。今や電子カルテの導入はどんどん進められてきている現状です。新型コロナウイルス感染症は今や沈静化に向かっているのか、それとも新たなオミクロン株の出現を見た今後において第6波が突然に来るのか戦々恐々としている今日の医療情勢を見た時、我が町の国保診療所へも早期に導入を図るべきだと考えます。

まずは、今導入いたすとした場合それに対応する補助制度が利用できることとなっていると思います。これはハード面、ソフト面にも対応していると思いますので、紙データからデジタルへの移行にかかる手間や時間、システムの構築を含め有効に活用できる補助制度ではないかと思いますし、また電子カルテのハード面での進化は素晴らしく、取り扱うメーカーも10社以上が病院や診療所の規模や需要に応じて数々の方式を取りそろえ、システム競争や使い勝手向上のために各社がしのぎを削っております。その結果、数年前の状況に比べますとそれぞれの施設の状況に応じて対応できる電子カルテが開発されていて、導入初期費用及びランニングコストも従来に比べ相当安価な機種が出回ってきております。

電子カルテの導入は医師や看護師、受付、患者への負担と利便性、効率性の向上が画期的に改善されている可能性があると思います。あわせて、予約制のシステム化も可能となりますので、忙しい患者さんの待ち時間の短縮を図ることにもつなげられることができると思います。

いずれにいたしましても、いつか将来的には導入は不可欠であると認識いたしておりますが、このようなコロナ禍を含む医療情勢となった今、導入を進める絶好の機会ではないかというふうに思います。一日も早い導入をいたすべきと考えますが、ご所見をお伺いします。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 竹中進一議員からご質問の国保診療所への電子カルテ導入についてお答えいたします。

電子カルテの導入につきましては、総合的なメリットやデメリットを洗い出し、十分な時間をかけ検証する必要があると考えておまして、その中でも多額な初期投資をすることに対する費用対効果、医師をはじめとする現場職員の考え方、導入後のランニングコスト、現施設での導入に対する課題や問題などを含めて、さまざまな角度から協議検討す

べきであると考えております。まずは、建築後 50 年以上を経過しており老朽化の著しい国保診療所の移転改築についての議論を始めることを最優先課題とさせていただき、その議論の中で電子カルテ導入の必要性や時期を慎重に議論してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（荒木正光君） 竹中議員、再質問ありますか。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 我が町における電子カルテの導入は、今すぐはできないので慎重に取り進めていくというところがございますけれども、必ずや近い将来には導入いたさなければならぬというご認識はあるのではないかとこのように考えます。先ほど申し上げたコロナ禍対策、IT導入補助金、またはほかの制度などがあればそれなどを活用し、今こそ導入を是非いたすときではないかと思ひ再質問いたします。

先ほど申し上げた各メーカーによる激しい競争の中で、いろいろな方式が開発されております。大きく分けてデータの管理を院内に設置したサーバーによって運用するオンプレ型とクラウドでデータ管理するクラウド型があるようですが、オンプレ型は広範囲に活用を広げることが可能で、医療機関ごと独自のデータを組み込むことができるなどの利点があるようですけれども、インシャルコストが高額で、安価なメーカーでも 200 万円以上 1,000 万を超える機種あるようで、ランニングコストも 1 カ月最低でも 3 万円から数十万円以上となっているのではないかと思います。クラウド型は入院患者への対応はできない機種もありますが、万が一の災害などの際にデータはなくなる心配がないことと、インシャルコストがゼロ円からで行える機種もあります。また、ランニングコストも 1 カ月 1 万円を下回る機種もございます。この際、かねてより電子カルテ導入は費用の壁によって導入が見送られる大きな要素であったと思いますが、外来患者への対応に限定される場合もございますが、この際費用を抑え、導入可能なクラウド型を考えてはいかがでしょうか。新型コロナウイルスの感染症予防対策、病院の運営に対しても相当貢献できるのではないかと思います。医師について最初取り扱いに慣れるまで時間を要する場合がありますが、使い勝手がよくなってきますと必ずや効果が期待できると思ひますし、さらに以前より取り扱ってきた経験のある医師にとっては、最初からそのよい効果が発揮できると思ひます。今までですと患者さんが受け付けをしてから担当者がカルテを視察室まで運び、診察が終わるとまた診察室の担当者がカルテを受け付けまで手で運ぶ。そのカルテから診療費請求、処方せんを出して患者さんが支払いをする。この一連の作業が電子カルテによって人の往来や手間と時間のむだが省かれ、効率化によって新型コロナウイルス感染予防対策でも避けるべきとされる行動の抑制につながりますし、あわせて機種によってはキャッシュレス決済も可能になりますから、人の手を介する現金の受け渡しも不要にいたすことができ、結果的にコロナ感染予防策に寄与することになります。また、外来患者の待合所は現在ソーシャルディスタンス対策や関係の対応はできておりますが、患者さんの待ち時間が長くなりますと待っているだけでも具合が悪くなるようだと思ひしてしまうのは、

病気を抱えて来院している方々の気持ちではないでしょうか。この時勢で待ち時間短縮につながることができれば、診療所にかかわるすべての方々に対する安心にも寄与いたすことができると思いますし、予約制のシステム化も可能となりますので医師や診療所関係者、患者にとって密となることを回避することにつながることもできると思いますので、電子カルテ早期導入は町民の安全と健康を守る上でも必要有効なことだと思いますが、再度町長の考えを伺います。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 竹中議員の再質問にお答えいたしますが、ご主旨とかみ合わない点もあるかと思いますがご理解をいただきたいというふうに思います。電子カルテ導入のメリットが大きいか小さいかはそれぞれの医療機関の事情や状況によって異なると思われまますし、国保診療所には今後もインフルエンザや新型コロナウイルス感染症の疑いを持つ者たちを含む発熱患者さんの対応に重点を置くこと、コロナワクチン接種等に全力を尽くすよう指示しており、さらには変異種の変異株の感染拡大やコロナワクチンの3回目接種もスタートします。そのような状況にあることから、全体的に診療所の事務量が多くなっている現状をご理解いただきたいと存じます。国保診療所において電子カルテの導入によって待ち時間が短くなるかどうかは一概に言えないと思っております。若干の改善は見込めるものとは思いますが、その一方で外来の待ち時間は医師一人当たりの患者数や診察に要する時間などで異なりますが、曜日や診療科によってもばらつきがありますことから、待ち時間が長くなりご迷惑をおかけしている場合もあると思われまますが、さきに申しあげましたように改築に向けた検討委員会の中で取り進めてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（荒木正光君） 再々質ございますか。

○6番（竹中進一君） はい。

○議長（荒木正光君） 竹中議員、今町長がその再質問に対する答弁したのですが、冒頭言ったように医師をはじめとする現場主義の考え方だとか、導入後のランニングコスト、現施設での導入に対する課題や問題についてさまざまな角度から協議、検討するというふうに答弁しています。それ以上何か再々質問あるの。変わった再々質問はあるのですか。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 議長さんの注意というか意見については真摯に受けとめていただきたいと思います。私は、冒頭よりこの電子カルテの導入は一日も早く導入すべきだということでございますけれど、再答弁の中でやはりどうしてもその改築にあわせてということを考えているように受けとめましたので、再々質問をぜひとも許していただきたいと思ひます。

○議長（荒木正光君） それでだめなのですか。

○6番（竹中進一君） できたらお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 町長、答えられますか。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 答えること同じなのだけど。

○議長（荒木正光君） 今、町長言ったように答えること同じですから、それ以上答弁は求めることはないと思いますけども。

○6番（竹中進一君） 私としてはこういうコロナ感染予防対策、それから病院の中の状況をかんがみたときに、いろいろと業務が煩雑で、そこまではということでございますけど、逆に電子カルテを導入することによってそういった業務も滞りなく進める可能性は十分あると思うのです。

○議長（荒木正光君） それはわかります。わかりますけども、今町長はそういう諸課題を問題点などについて検討すると言っているのですから、それ以上答える必要ないと思うのです。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） お答えいたします。

やはり医療現場です。医療従事者がどう考えるかということがまず大事なことだというふうに私は思っております。そういった中で、建てかえにあわせた中でそういう人方の意見を吸い上げながらしっかりと検討していきたいというふうに言うてございますので、それには時間も要するでしょうし、当然財政的なものも考えていかなければならないということもあわせて考えていかなければならない。それはご理解いただけるとと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒木正光君） 以上で、竹中議員の一般質問を終わります。

次に、長浜謙太郎議員の第三セクター解散における責任の所在についての発言を許可いたします。

長浜議員。

○7番（長浜謙太郎君） 議長より発言の許可をいただきますので、通告に従い第三セクター解散における責任の所在についての一般質問をいたします。

昨年6月に同僚議員が第三セクターの今後についてと題した一般質問を行いました。その間わずか1年余りでコロナ禍も相まって当時と大きく状況はかわりました。株式会社新冠ヒルズの解散です。町長は断腸の思いで勇気ある苦渋の決断を下しました。悲喜交々賛否両論あるでしょうが、私は町長の決断に深く感銘を受けております。

私は、第三セクターと指定管理者制度を結ぶ各施設は突出した企業の存在しない当町にあって、長年にわたり地域経済の中核として、また観光の柱としてあるいは町民の憩いの施設として十分に機能を果たしてきた重要かつ大切な施設と認識しております。株式会社ヒルズを解散させることなく経営状態を改善する方法があれば当然それを実施するということになるのですが、これまで何度もそのような方法を試みたにもうまくいかず、そして解散という結論に至ったわけであります。ただし、この間常に設立者である町長とし

での善管注意義務はつくされていたと実感しております。公約や所信表明にはありませんが、温泉施設のあり方は多くの町民の関心ごとであり、懸念材料とされていた案件にけじめをつける決断に敬意を表します。私は決断に負い目を感じてほしくなく、同時にこの経緯や結果については鳴海町長のみが強く非難されるべきものではないと考えます。不安や疑念にかられながらの現実に目をそらしてきたわけではありませんが、ふれたくてもふれにくいデリケートな部分であったため、今までこの状況を理解していながらも根本的な解決に向けて真っ向から向き合っていかなかった事実は継続的なものであり、私も含め議会にも追及される要因はあると感じております。専門家の指導のもとに進めていると思いますが、追加指定管理料の支出の妥当性、あるいは債務超過に陥る前に解散を決断したこと、これは果たして法的に問題ないのかも懸念しております。だからこそ責任の所在を明確にすることは重要です。

責任には法的責任、政治的責任、社会的責任などありますが、結果に対する責任、いわゆる結果責任は町長にしか負うことができません。結果責任の一つとして応答責任というのがあります。これは生じた結果を受け止め、その原因を明確にしつつ同様の結果が生ずることを回避し政策、事業、組織等をよりよい質に進化させていく責任であると定義づけられております。応答責任は将来に向けた責任です。将来の町民の負担をいかに軽減し、受益を充実させるかが焦点となり、そのために障害となる過去の負債は積極的に処理することが責任の本質となります。

リセットし、リスタートする。当町が掲げる「Re」の精神のもとでよりよい未来への丁寧さが必要とされる中、今回の一連の経緯経過について町長の英断に強く賛同する立場から、これまでの検証とこれからの決意をお伺いいたします。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 長浜謙太郎 議員の第3セクター解散における責任の所在についてお答えいたします。なお、答弁に当たりましては私の思いも述べさせていただきますことをお許し願います。

平成10年に設立以来、第三セクター株式会社新冠ヒルズは多くの町民に愛され、また当町の観光施策の主要施設としてまちづくりにおいて大きな役割を果たしてきました。しかしながら、設立からこれまでの22年間における社会情勢は、情報通信機器の普及、少子高齢化、そして人口減少の進展など、設立時には想像もつかない事象にあふれています。また、近隣町に目を向けますと多くの同様施設が開業するなど、多くの要因が株式会社新冠ヒルズの経営体力を減退させ、平成17年度を境に経営は衰退傾向にありました。これまでの間、株式会社新冠ヒルズはその時々でさまざまな営業努力と経費の節減などを行うことで経営改善を試みてきました。しかしながら、経営を再び軌道に乗せるまでには至らず、営業利益は平成25年以降赤字が続き、経常利益は平成30年度以降単年度で1千万円を超える赤字となっています。常に資金不足の不安を抱えながらの経営を続けてきました。事業経営の中で資金繰りの方策としては資産の売却、あるいは資金の借り入れが主な手立

てです。株式会社新冠ヒルズの施設は町有であり、換価する資産、あるいは担保設定する資産はほぼございません。現状の経営内容から収支の悪化を補う借入れは困難な状況にあります。そのような状況下で第三セクターを見たとき、収支バランスを保つ手立ては行政からの資金援助が唯一の方策であり、他町の第三セクターにおいては資金援助が常態化するケースが多く見受けられます。このため、国からは第三セクターの財政的リスクが高い水準に達している地方公共団体に対し、第三セクターの抜本的改革を含む経営改善に速やかに取り組むことが求められて来たところでございます。

このような状況を踏まえ、株式会社新冠ヒルズの経営状況の経緯、現状、環境、収支状況、そして国の示す方向性を繰り返し検証し、私は設立者として、そして議決権の過半数を有する筆頭株主の町の代表者として多大な財政的リスクを持ち続けることは、将来のまちづくりに大きな影響を与えかねないと判断し、解散について株式会社新冠ヒルズに申し入れをしました。町の申し入れを受け、株式会社新冠ヒルズは現在の経営状況、将来環境を熟慮した結果、解散に向けた取り組みを進めることを決定した次第です。

長浜議員の懸念事項の一つ、解散を決断した時期についてであります。解散時期の判断は株式会社が判断することであり、町に決定権はございませんが、株式会社が法定手続きを経ることで決定時期に関しては、何ら問題はないとの法的確認を行った旨、会社側から報告を受けております。また、もう一つの懸念事項、追加指定管理料の支払については、株式会社が債務超過に至った場合の補填を目的とした追加指定管理料の支出に係る懸念かと思いますが、指定管理料が株式会社の債務弁済の原資に還流することとなり、間接的な町による第三者弁済になり得るため、町としては行うことはできません。あくまでも通常の指定管理料の支払い及び必要経費に係る所定の指定管理料を支出することとしております。長浜議員が抱かれた懸念事項も含め、進めるべき事務処理には多くの注意事項がございますが、第三セクター株式会社新冠ヒルズからは、全ての事務手続きについて確認を尽くし滞りなく進めて行く旨、町に対し報告がございました。

一方で、このことは株式会社新冠ヒルズの解散、清算手続きを法に基づき進めて行くとき、出資者である町、そして一般株主の方々に損失の発生可能性があるということでございます。株主として出席した10月29日開催の同社臨時株主総会における説明では、現在の収支状況において町の出資分を含め、株主の皆さんの出資金は償還される可能性が低いという説明を受けました。出資をしていただいた多くの町民、そして法人の皆様は町の観光施策の一助になりたいという思いで出資した方がほとんどであったと思います。結果的に、町を支援する温かい思いを将来へ継承することを断念せざるを得ない決断をしたことについて、関係する町民、そして団体に心より謝罪し、深くお詫び申し上げます。

また、第三セクターが解散に至った町長の責任として、出資段階における判断が適切であったかという点も問題になると考えます。しかし、株式会社新冠ヒルズの20年以上の実態とまちづくりにおける貢献を顧みたとき、平成10年当時の出資の判断には誤りがなかったと考えますし、また法の専門家からも過失はないとの判断をいただいているところ

でございます。加えて、議員のご質問の中にありました将来に向けた応答責任については株主をはじめ、多くの町民が新冠温泉レ・コードの湯ホテルヒルズに懸けたまちづくりの思いを新たな運営によって改めて実現していくこと。そして持続可能なまちづくりを将来世代に引き継ぐことこそ私に課せられた使命と考えますし、それに尽きると考えております。

このたびの筆頭株主としての町の決断過程においては、法律の専門家、そして企業診断士に対し見解を質すこともしましたが、いずれの見解もこのたびの決断を後押しするものではございましたが、決断には逡巡を繰り返し、まさに苦渋の決断でありました。しかし、私は真の評価は現在、そして将来の町民によってなされるものと考えております。このたびの判断と決断が一人でも多くの町民の笑顔につながるよう、私は全力でまちづくりを進めてまいり所存ですので、今後とも特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、長浜謙太郎 議員の一般質問第3セクター解散における責任の所在についての答弁とさせていただきます。

○議長（荒木正光君） 長浜議員、再質問ございますか。

長浜議員。

○7番（長浜謙太郎君） 先ほどの一般質問における私の町長に対する言い回しや表現が褒め過ぎで過剰評価ととらえられるかもしれませんが、ベストではなかったとしてもベターと言える筆頭株主としての町の決断には改めて理解を示します。これが現在、そして将来の町民によってなされる心の評価にも必ずや結びつくでしょうし、議会としても真の評価に向けて一緒に尽力していかなければならないと自覚をしております。

その上で、ただいま町長は新冠温泉レ・コードの湯ホテルヒルズにかけたまちづくりの思いを新たな運営によって改めて実現すること、そして持続可能なまちづくりを将来世代に引き継ぐことこそ課せられた使命だと考えていますと答弁されましたが、今後の新冠温泉レ・コードの湯ホテルヒルズについて伺います。町民を含め、利用者の中には解散イコール温泉に入れなくなるという誤った認識があるという話も耳にします。新たな運営ということも含め、可能な限りこれまでとこれからの流れを時系列で公表することは、こういった噂や不安を払拭いたします。定例会初日の町長の行政報告と重複する部分もあるでしょうが、今後の施設のあり方とスケジュールについて再度答弁を求めます。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 長浜議員の再質問にお答えいたします。

まず、今後の行程についてですが、町は指定管理者候補と本年12月中に指定管理仮協定を締結し、令和4年第1回定例会において指定管理者の指定の議決を得た後、指定管理者本協定の締結を経て4月1日から新たな指定管理者による、新冠温泉レ・コードの湯及びホテルヒルズの運営が始まることとなります。また、指定管理候補者である業者は仮協定締結後、事業開始のために必要な諸準備を進めることとなります。一方、第三セクター

株式会社新冠ヒルズは令和4年3月末に臨時株主総会を開催し、会社解散の決議後、清算手続を経て6月中旬に開催する定時株主総会において精算終了の承認決議によって、株式会社新冠ヒルズは会社として閉鎖される予定である旨の報告を受けてございます。温泉宿泊施設に対する不安の声は私も聞いております。町有温泉宿泊施設の運営継続と運営会社の解散は異なるものでございますので、株式会社新冠ヒルズは解散しても新冠温泉レ・コードの湯とホテルヒルズの運営は変わることなく続き、次の世代へと継承して行くこととなります。また、今後においても町の施設として多くの町民が快適に利用できるよう町は施設の維持管理に努めていく所存です。このことは、広報新冠による町民に周知、町政懇談会での説明等で知らせしてきましたが、今後も継続して町民周知を行い、不安の払拭に努めてまいりたいと考えています。このたびの決断は新冠町における観光施策の一つの転換期と言えます。この転換点が当町のまちづくりの前途を照らす光明となるよう努力してまいりますので、ご協力方についてどうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございますか。

○7番（長浜謙太郎君） ありません。

○議長（荒木正光君） 以上で、長浜議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、但野裕之議員のレ・コード館とサークル活動等の感染対応危機管理についての発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 議長より発言の許可をいただきましたので通告に従い、レ・コード館とサークル活動等の感染対応危機管理について質問いたします。

コロナ禍でウイズコロナの新しい日常が求められる中、コロナ感染防止対策を講じ安心安全な施設運営が求められています。レ・コード館においては国の基準による緊急事態措置に従って、徹底した感染防止対応で第5波乗り越えることができました。非常事態宣言解除後も国の基準に従い、徹底した感染防止対応が図られ図書プラザ、研修室、町民ホール等の利用頻度もあがる中、万全ともいえる感染症対策がとられているものと推測されます。

国は現在、経済活動再開に向けコンサート会場やライブハウス等の基準緩和に向けた実証実験を全国各地で実施しています。実証実験の検証結果を受け、新たな国の基準が示されることと思います。本来ならば国の基準を順守すべきと考えますが、レ・コード館では

換気が不十分なりハーサル室など施設構造上問題があり、感染防止対策の上で考慮しなければならない状況にあるのであれば、安全確保のためにも国の基準に頼ることなく、レ・コード館独自の基準を設け感染防止対応を図るべきと考えます。

各サークルの感染防止対応はレ・コード館入館時の検温、アルコール消毒のみで文化協会としての感染防止対策のガイドラインなどもなく、サークル内での厳密な感染防止対策のルールもない状況で、個人個人の自己責任の範囲で行われているのが現状です。従って、レ・コード館は交流人口の多い公設施設であることから、必要以上に徹底した感染防止対策と危機管理が求められなければなりません。当然、施設管理者として責任のある担当課は各サークルの活動内容を十分に把握し、各サークルの代表者などと密に連絡を取り合い、安全を確保し楽しい時間を過ごすためにも、十分な感染予防対策の徹底と注意喚起を指導すべきです。担当課は各サークルにどのような対応を図っているのでしょうか。

さらに、非常事態宣言下で不要不急の外出が禁止される中、公設施設が使用できないことから民間施設を使用して活動を行った事例がありました。コロナウイルス感染の発生もなく何ごともなく無事に終わりましたが、万が一コロナウイルス感染の発症があったのなら大きな問題となったことと思われまます。このような状況を考えますと感染防止対策はサークル任せではなく、担当課主導でレ・コード館の使用とサークル活動の感染防止対応のガイドラインを文化協会と協議し策定するべきと考えます。あわせて、町民に対しレ・コード館の感染防止基準を周知徹底し理解を求めべきです。世界的にオミクロン株の拡大が危惧される中、第6波への万全な備えのためにも早急に用意周到な危機管理が求められます。教育長の所見を伺います。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） 但野裕之議員からご質問のレ・コード館とサークル活動等の感染対応危機管理について、お答えいたします。

町民の生涯学習活動の拠点でありますレ・コード館をはじめとした社会教育施設及びスポーツセンター等の社会体育施設においては、コロナ禍の現在も文化サークルやスポーツ団体を中心に活用されております。これまで北海道へ発せられた緊急事態宣言は、道独自のものを含め令和元年度は21日間、2年度は45日間、令和3年度においては2度にわたり、合わせて71日間の期間がございましたが、この間は国や道からの通知に基づき施設を利用休止とし、新聞折り込み等により迅速に町民へ周知をまいりました。施設の再開に際してはご質問にありますとおり、レ・コード館には構造上換気が十分に行えない個室やホールがあることから、国から発せられた基本的対処方針を踏まえた上で、町対策本部において独自の基準を設け、生涯学習情報誌「まな・ボード」等により周知を図ってきたところでございます。また、これら施設を定期的にご利用しております、文化協会及びスポーツ協会、少年団、並びに加盟団体等に対しては、施設の休止や再開の連絡とあわせて、感染が拡大傾向にあった際には団体活動や町外遠征等の自粛を依頼してまいりました。団

体活動については、町民が主体的におおのの運営責任で行っているものであり、コロナ禍における活動についても町が強制力をもって制限することはできないと考えているところであります。

現在、国内においては感染状況が落ち着いている状態にありますが、施設の利用に際してはマスクの着用、手指の消毒といった基本的な感染対策は引き続き奨励するとともに、密を避けるための方策として定員を 50%以下とする人数制限や使用後の備品の消毒といった対策も継続し、制限等の緩和については今後も慎重に判断してまいります。また、レ・コード館の町民ホールで行われるコンサートやスポーツセンターにおけるスポーツ大会など、比較的規模の大きな事業の開催に際しましては基本的な感染対策のほか、氏名や連絡先の把握、密となる場面の回避など、具体的な感染対策について事前に主催者と確認を行い、安心安全な施設運営に努めているところでございます。

これまで、感染の第5波までの約2年間にわたり新型コロナウイルスの感染対策を講じながら、レ・コード館をはじめとした社会教育施設を運営してまいりましたが、新たな変異株の感染拡大や第6波の到来などの懸念される情報も多くございます。今後においても、町内での感染拡大防止を念頭に、これまで行ってきた町民の生涯学習活動の場の提供と感染対策を両立しながら、施設利用者個々の感染への意識が低下することがないように、引き続き感染対策への協力の呼びかけに努めてまいりたいと考えております。

○議長（荒木正光君） 但野議員、再質問ございますか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 今、教育長の答弁でレ・コード館、その他社会教育施設がきちっと対応されていること重々承知いたしました。しかし、各サークルに対して踏み込んだ形での対応策が今答弁にはなかったのですけども各サークルに、団体等に関しては普段からきちっと行っていると思うのですけども、一歩踏み込んだ形で間違いが起きないように形での対応望む所ですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（荒木正光君） 奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） 議員ご指摘のとおり、これからも第6波の部分がございまして、十分に各団体とも協議しながら進めてまいりたいと思います。また、基準ガイドラインというお話もございましたので、防止基準に向けても課内の中で検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございますか。

○5番（但野裕之君） ありません。

○議長（荒木正光君） 引き続き、指定管理者制度の運用についての発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 引き続き通告に従い、指定管理者制度の運用について質問いたします。

新冠温泉の指定管理者新冠ヒルズの解散は、民間株主や町に大きな損失を与えました。第三セクターの会社新冠ヒルズを温泉経験未熟の状態であるにも関わらず指定管理者に選定し、管理運営させ続けたことが今回の解散に至った一番の要因と考えられます。

指定管理制度は、地方自治体が設置している図書館や美術館、文化センター、体育館、特別養護老人ホーム、観光施設などの公の施設、いわゆる公共施設の管理運営を地方自治体から指定を受けた株式会社など、民間企業やNPOに委託するもので、地方自治体や第三セクターに代わってその施設の利用のすべてを管理運営してもらうという制度で、2003年平成15年の地方自治法改正で導入され、同年9月からスタートしています。指定管理者制度はますます多様化していく地域住民のニーズにより、効果的により効率的に対応するための制度となっています。指定管理者制度の導入によってこれまで地方自治体の直営からその自治体が出資している外郭団体や第三セクターなど、限定されていた公共施設の管理運営が株式会社など、民間企業やNPOに委任できるようになっています。

一方、第三セクターは地方自治体と民間企業の共同出資で作られた官民合同の企業体です。1980年代後半、昭和60年代のリゾート法など、いわば地域開発ブームを背景に登場してきたもので、地域開発やまちづくりの主役となっていて都道府県や市町村、あるいは国がやらなければならない仕事に民間の資金を導入するもので、民間活力の導入の一つとなっています。しかしながら、問題点として公共福祉の原理と利潤追求の原理との調整が難しい。寄り合い世帯の組織構成や官民の協調性がとりにくい。地方行政上の制度的な位置付けがはっきりしていないことが指摘されています。さらに、バブル崩壊後の景気低迷を背景に事業見直しの甘さなどから観光中心に経営悪化が目立ち、破たんした第三セクターも多く経営難が大きな問題となっています。このことから、第三セクターを活用した事業方式は経済成長の好景気やリゾート法の制定などをきっかけに、全国的に拡大していきましたが、コスト意識の希薄さや事業見直しの甘さなどから第三セクターの多くが経営悪化に陥っており、第三セクターの破綻が地方自治体の財政破綻につながる恐れも多いとして、第三セクターの早期の経営改善や法的整理などが緊急の課題となっています。地方自治体が新しい事業の立ち上げに第三セクターを活用するという手法は、一定の歴史的役割を終えつつあるのではないかという指摘も多いのが現状となっております。

従って、新冠ヒルズは本来の指定管理者制度の目的である経費の縮減や住民サービスの向上を求めるための管理運営能力が乏しいのにも関わらず、管理運営を続けさせたことが解散に直結したと推察します。今回の町長の決断は考えに考え、悩み悩んだ末の苦渋の選択であったことは重々理解しています。決断に至るまでは眠らない日々が続いたことでしょう。しかしながら、社長である町長が町長一期目就任時には新冠ヒルズの経営状態が悪いことは重々承知していたはずで、その時点で、温泉ホテルの管理運営にすぐれた会社を新たな指定管理者として公募をかけるなり、あるいは新冠ヒルズの持ち株を額面以下でも買い取っていただける会社を探し、株主をかえて新冠ヒルズを存続させるという方法もあったのではないかと思います。言葉でたればの議論をしても何も始まりません。町

長の英断を評価し、支持する立場で次の提案をします。

町内には新冠温泉のほかにも指定管理者制度で管理運営されている施設がいくつかあります。現在、第三セクターを指定管理者にしている施設もありますが、それを否定するものではありません。今後、指定管理者制度に頼る施設ができる可能性もあります。今回の新冠ヒルズ解散の教訓を生かして第三セクターを指定管理者に選定するような間違いを起こさないよう指定管理制度を適切に運用すべきと考えます。解散の教訓を生かすには正確な検証が必要です。新冠ヒルズの場合、指定管理者を選定した町と指定管理を受けた第三セクターの社長が町長であることから、責任の所在があいまいになっています。今回の解散の検証は町の立場と会社の立場とでは立場が違うので、立ち位置の違う検証結果が出るはずですが、しかしながら、議会への説明と臨時株主会での説明が全く同じでした。改めて町の立場での検証を行うべきです。町の立場での検証結果と今後の指定管理者制度の運用について、町長の所見を伺います。

○議長（荒木正光君） 答弁を有します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野裕之議員の指定管理者制度の運用について、お答えいたします。

指定管理者制度とは、多様化するニーズに対しより効果的に、そして効率的に対応するため公の施設の管理に民間ノウハウを活用しながら町民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、議員ご指摘のとおり平成 15 年 9 月の改正地方自治法により導入された制度です。指定管理者制度ができたことによって公共団体及び第三セクター等に限定されていた地方自治法第 244 条の 2 の公の施設の管理受託者の範囲が、平成 15 年以降民間事業者にまで拡大されることとなりました。

質問の前段にございました第三セクター株式会社新冠ヒルズの設立と当該株式会社による施設運営の判断についてでございますが、申し上げましたとおり温泉施設が設立された平成 10 年当時は、公の施設の管理が可能であったのは公共団体あるいは公共団体が出資する第三セクターでありました。当時町営の温泉施設とするか、はたまた民間のノウハウが期待できる第三セクターによる運営とするかについて、議会との十分な議論を経て、議会の議決を得た後、第三セクターの運営として施設運営をすることとした経緯がございます。このような経緯で町は、第三セクター株式会社新冠ヒルズを設立し、施設の管理を委ねることとしました。管理を受託した第三セクター株式会社新冠ヒルズは、町と民間法人 5 社によって構成され、民間法人の中にはホテル事業を営む法人もあり、当該法人が経営の主体となっていました。当町の温泉施設を第三セクター株式会社新冠ヒルズの運営として始めたことについては、決定過程と選定に問題はなかったと考えております。

また、現在株式会社新冠ヒルズは解散に向けた事務作業と手続きを進めており、来年 3 月末における決算状況は未定ですが債務超過、すなわち経営破綻に陥ることのないよう最善の努力をしているところでございます。あくまでも破綻しないためにこれまで多くの努

力を積み重ねて来ていることをご理解願いたいと思います。議員ご指摘のとおり、町の出資金は株式会社新冠ヒルズの報告によりますと、元本毀損が避けられない状況にあります。しかしながら、さきの長浜議員による一般質問の答弁の中で申し上げましたが、株式会社新冠ヒルズの20年以上のまちづくりの貢献を考えたとき、平成10年当時の出資の判断には誤りがなかったと考えるところであり、その温泉施設に懸けた町民有志の思いを将来のまちづくりに引き継ぐことが私の使命と考えていますので、ご理解をお願いいたします。

質問の後段にあります町の立場における検証と指定管理者制度の運用についてであります。今回第三セクター株式会社新冠ヒルズの解散方向性の決断に至る過程では、株式会社新冠ヒルズの22年間の経緯を繰り返し検証いたしました。その結果、株式会社新冠ヒルズの経営不振の原因には半官半民という特徴を持つ第三セクターでは、現在のホテル宿泊業界における競争環境に適応することが困難になったこと、即ち官と民の二元性が競争力の低下につながったことを原因の一つに挙げています。繰り返された検証と将来推計のもと、今回の決断に至ったことは申し上げてきたとおりであります。しかし、このことは営む業種と社会環境によって経営体制の適応は異なるため、全ての事業種別で第三セクターが適しないとするものではないと考えており、指定管理者として第三セクターを不適切とするものではないと考えております。

また、今後における指定管理者制度の運用についてですが、議員がご指摘のとおり指定管理者制度は、民間ノウハウを活用することで公共施設の施設能力を十分に発揮することができる制度です。町が期待する民間ノウハウは競争環境に耐え、高い費用対効果を発揮することを期待することもあれば町民福祉を優先し、町民サービスの向上を第一に期待することもあります。施設の設立趣旨と町民ニーズによって指定管理者制度の運用目的は異なるところでございます。指定管理者制度の運用に当たりましては、目的と利用者優先の視線を大切にしながら運用の可否を適宜判断し、適切な運用を行っていく所存です。

今後におきましても、公共施設の運営とサービスの提供にあたりましては、一人でも多くの町民の笑顔につながる施設運営を目指してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 但野議員、再質問をございますか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 今の町長の答弁で、第三セクター新冠ヒルズ開設時の状況を考えますと問題ない。私もそのとおりだと思います。その後、指定管理者制度ができてその指定管理者制度にのっとった形で運用を進めてきましたけども、本来の目的である経費の縮減、そして住民サービスの向上という観点から見ますと、22年にわたって施設運営を行いましたけども、年々その部分が低下されているように感じられました。その部分は町民の皆さんも感じていることだと思います。そういったことを考えれば、先ほど私が発言しましたけどももう少し早い時期にこの指定管理者制度をきちっと見直して、今回解散した結果新たな公募をかけて4社手を挙げましたけども、早い時期にそのような形で公募をかけられ

ばまた違った結果も得られたかと思えます。先ほど申しましたようにもうこれは結果論にすぎません。今回はほんとに教訓を生かした形で次の指定管理者制度を運用する部分に関しては、改めて町も襟を正した形で指定管理制度に向き合っていきたいと、そういう答弁でしたけれどももう少し町長が一期目の就任時に経営状態が悪いのを理解していたと思えますので、その部分での決断をとというのはなかったのでしょうか。その1点だけお願いします。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野議員の再質問にお答えします。

私が就任当時そういう状況を把握した段階で、今のような方法がとれなかったかということだと思います。ただ、私が就任したときにはまだ委託先であったファンドとの契約内という実態、それとファンドが撤退したときが機会だったのかもしれませんが。ただ、それにはどこが悪くてどうすれば解消できるか。何にもしない中でただ乱暴に職員の働く場所をとる、従業員の働く場所をとる、そういうこともできない状態だと私は思っていました。そういう中で、いかにして改善を図れるか限られた形の中で最善の策を考えて努力したつもりでございました。ただ、何回も繰り返しますがそれだけでは及ばなかったというものがございまして、今回このような苦渋の決断をしたということをご理解願いたいというふうに思います。以上です。

○議長（荒木正光君） 但野議員、再々質問ございますか。

○5番（但野裕之君） ありません。

○議長（荒木正光君） 以上で、但野議員の一般質問を終わります。

次に、酒井益幸議員の行政手続のデジタル化についての発言を許可いたします。

酒井議員。

○8番（酒井益幸君） 議長より発言の許可を得ましたので、行政手続のデジタル化について質問いたします。

ICTやデータの活用は先進国に大きく水をあけられております。特に遅れが目立つのは行政のデジタル化だと指摘されております。まずはじめに、行政手続きの方向性についてお聞きいたします。書面主義、押印廃止の見直しについては昨年国や地方公共団体におきましては、押印廃止の動きが見られております。前行革担当大臣は1万5,000もの手続きのうち、99.247%の押印手続が廃止できることを明らかにいたしました。この発言はデジタル化されたデジタル認証導入のあらわれだろうと思っております。さらに、国は確定申告などの税務手続におきましても原則廃止の方向を示しております。これらのことは、書面主義であった行政手続を見直そうとする動きと思っております。これらの流れを踏まえすと押印廃止や書面主義の見直しについて、当町といたしましては国と連動した実施や検討されていると思われませんが、その経緯や状況の方向性をお示しいただきたいと思えます。

2点目でありますけれども、コロナ禍の影響を含めICTが進んでおります。昨年9月

にデジタル庁を発足し国は行政のデジタル化を推し進めていくとともに、デジタルトランスフォーメーションすなわちDXの方針転換を積極的に求めていくあらわれだと思っております。電子承認といいますとマイナンバーカードであります。全国的にマイナンバーカードは普及率が高まっております。本年11月時点で全国の人口に占める交付枚数は5,000枚ほどで、普及率39.5%となっております。すでに約4割の方がお持ちになっております。昨年度は一律10万円の特別定額給付金制度におきまして、マイナンバーカードをお持ちの方はオンラインによる電子申請でも給付が可能となりました。同時にデジタルの遅れが浮彫になっております。国は行政手続のデジタル化におきまして、マイナンバーカードの活用を重視していると感じております。本年度は医療機関に専用カードリーダー受付機の設置を開始し、マイナンバーカードを健康保険証として利用が可能となっております。当町におきまして、マイナンバーカードの取得率向上についてどのようなお考えで推進していくのでしょうか。

3点目でありますけれども、行政手続のオンライン申請につきましては、パソコンやスマートフォン等から行政手続を完結できる地方自治体は1割にも満たないという状況でもございます。道内におきましては、本年6月にデジタル庁がマイナポータルについてオンライン申請手続による子育て、介護、被災者支援の罹災証明書の発行の3項目の実態調査をしております。結果といたしましては、179市町村のうち56市町村が可能となっております。実施率は31.28%でありました。この状況を踏まえたと住民サービスや行政における業務の効率化の観点からも、マイナンバーカードを活用したデジタル化を推進し、オンライン申請による行政手続に関する内容を精査し、利便性向上を目的に利活用を図るべきと考えます。

4点目でありますけれども、具体的には今からでも実現可能な行政手続のオンライン申請についてであります。マイナンバーカードを活用したマイナポータルぴったりサービスの積極的な活用方法であります。このぴったりサービスは各自治体の手続検索や内容確認とオンライン申請機能を可能とするもので、災害時の罹災証明書の発行申請から子育て関連では児童手当等の受給資格認定申請、保育施設等の利用申し込み、妊娠の届け出等子育てワンストップで幅広い行政手続をマイナポータル、ぴったりサービスを積極的に活用すべきと考えておりますが、どのようにとらえられておられるのか。また、我が町ならではの項目を増やして活用できる利点があると思っております。必要な項目を検討し、可能な限り推進すべきと考えております。

ここで、4点について質問いたします。1点目は、行政事務の書面主義、規制、押印廃止をどのようにとらえ進めていくのか。2点目は、当町のマイナンバーカードの交付枚数と交付率は。取得向上を目指すべきでは。3点目、町行政事務全般におけるオンライン申請での申請手続きの状況は。また、今後オンライン申請の利便性と業務効率化を調査研究し、利活用を図るべきでは。4点目、マイナポータルと連携し、ぴったりサービスの積極的な活用と必要な項目を追加検討する考えは。

以上、町長のご見解を伺います。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 酒井益幸議員からご質問の「行政手続のデジタル化について」にお答えいたします。

1点目の行政事務の書面主義・規制、押印廃止をどのようにとらえ進めていくのかのご質問でございますが、新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、地方公共団体においても行政手続における書面主義、対面主義及び押印原則などの慣行の見直しが必要とされております。当町においてもこのことを踏まえ、「法令に根拠の無い押印を求めない」、「書面による提出の義務付けを廃止し、電子メールなどによる申請を可能とする」などの方針を策定し、全庁的に見直しに取り組んでいるところであり、来年4月1日から運用開始を予定しております。この取り組みにより町民の方から提出される申請、届出などの行政手続が見直され、町民の方の行政手続にかかる負担が軽減されると考えておりますが、今後においても行政のデジタル化の推進とあわせて行政サービスの向上に努めてまいりたいと存じます。

次に、2点目の当町のマイナンバーカードの交付枚数と交付率は、取得率向上を目指すべきではについてですが、議員もご存じのとおり、マイナンバーとは日本に住民票を有する全ての方が持つ12桁の番号のことであり、社会保障、税、災害対策の3分野で複数の機関に存在する個人の情報が、同一人の情報であることを確認するために活用され、行政を効率化し国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤を築くものとされております。総務省が11月1日付けで公表している情報によりますと、全国の交付枚数はおおむね4,955万枚で交付率は39.1%、北海道の交付枚数はおおむね183万枚で交付率は35.0%、新冠町の交付枚数は1,139枚で、交付率は21.1%となっているところであり、今後においても国、道と連携を取りながら町民への周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

3点目の行政事務全般におけるオンラインでの申請手続きの状況及びオンライン申請の利活用についてのご質問と関連がありますので、4点目のマイナポータルと連携したびったりサービスの積極的な活用と必要な項目の追加検討の考えについてお答えいたします。総務省が令和2年12月に発表した自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画において、行政手続きのオンライン化が重要取り組み事項とされました。現在、当町においては行政手続きのオンライン申請は行っておりませんが、国は全自治体について、政府が運営するオンラインサービスである「マイナポータルのびったりサービス」により、子育てや介護をはじめとする各種行政手続を行うことができるよう、オンライン化の取り組みを進めることとされておりますので、国が進めるデジタル化の方針を踏まえ、検討を進めてまいりたいと存じます。なお、オンライン申請には、マイナンバーカードが必要であることから、マイナンバーカードの普及状況とデジタル化にかかる費用に対しての国の財政

措置の動向を勘案した上で、計画的に取り進めてまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 酒井議員、再質問ございますか。

酒井議員。

○8番（酒井益幸君） 質問に対して答弁の方も十分ご理解できました。今後におきましては国からのシステム更新を進めていくと思っております。住民の皆様にご利用性を知らせていただくにはマイナンバーカードの利用価値や内容等の丁寧な情報発信に努めていくべきと思っております。今後、行政のデジタル化におきましては高齢者の方々にも興味があってスマートフォンを試してみたい。ある程度使いこなしたいと思う方がおります。公平な観点で対応しなければならないと思っております。その上で、専門性の職員の配置も含めてスマートフォン等による機器使用に関する対応や教室の実施等も必要であると考えますが、改めて見解を伺います。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 酒井議員の再質問にお答えします。

酒井議員のご質問の中にはおそらく支援員がとか、そういう手伝いをする必要があるのかということかなととらえまして答弁させていただきます。各種申請がスマートフォンなどで可能となる反面、高齢者などスマートフォンなどの操作に何ら方の支援が必要となります。町においては対話アプリラインを活用した防災情報配信などの提供も進めておりますので、操作方法の説明会の実施など職員が操作方法を支援する時々など、きめ細やかな対応が可能と思っておりますので、現在のところ行財政改革も踏まえてデジタル支援員の採用は考えてございません。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございますか。

○8番（酒井益幸君） ありません。

○議長（荒木正光君） 以上で、酒井議員の一般質問を終わります。

昼食のため暫時休憩といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後12時56分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第3 議案第45号

○議長（荒木正光君） 日程第3、議案第45号 令和3年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

なお、質疑は歳出から項ごと一括して行いますので、発言は内容を取りまとめ明瞭簡潔補正項目の範疇で質疑を行うようお願いいたします。

歳出の 13 ページをお開き下さい。1 款議会費から質疑に入ります。1 項議会費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、14 ページから 15 ページ、2 款総務費、1 項総務管理費、ありませんか。

芳住議員。

○10 番(芳住革二君) 役務費の光ケーブルの移設等の手数料についてお伺いします。たしかこれ N T T の電柱っていうのですか、柱だというふうに思っているのですが、これ町で借りているのですか。借りているとしたら N T T が電柱を移設するたびに手数料を払わなければならないという、そういうことなのですか。

○議長(荒木正光君) 佐渡企画課長。

○企画課長(佐渡健能君) まず、N T T 柱こちらに共架させていただいているという形で、N T T の持っている柱に当町の光ケーブルを共架させていただいております。そして、今議員おっしゃったとおり N T T 柱が移設するたびに当町の光ケーブルもあわせて移設、あるいは改めて取りつけてくださいということでこのような手数料が発生することになります。

○議長(荒木正光君) 芳住議員。

○10 番(芳住革二君) N T T 柱を借りて設置するのが安いのかなと思うけども、頻繁にこういうことがあったらかなりなあれがかさむのでないかな、料金がふえていくのでないかという気がするわけなのです。聞くところによると新ひだか町とかあっちの方は N T T 柱を使ってないような気がするのですけれども、そこら辺どうなっていますか。

○議長(荒木正光君) 佐渡企画課長。

○企画課長(佐渡健能君) 他町の取り扱いの方につきましては私ちょっと存じかねるところもあるのですが、契約の当初からこのような形で N T T 柱に当町の財産である光ケーブルを共架させていただくという形の当町の契約の形をとっているものですから、どうしてもこのような手数料が発生してしまうということだけになります。ご理解いただきたいと思えます。

○議長(荒木正光君) ほかがございますか。

堤議員。

○11 番(堤俊昭君) コミュニティバスの運行事業費が 150 万円減額ということでありまして、この理由には公共バスの運行に伴いといったような理由に聞こえたわけでありまして、少し意味がわからないかなというふうに思います。説明をお願いします。

○議長(荒木正光君) 佐渡企画課長。

○企画課長(佐渡健能君) これまで昨年度までは新冠静内間の中学、通勤の区域につきましてコミュニティバスで運行してございました。この分が本年度から公共バス展開にな

りまして、この間を現在の公共機関のバスで運行することになりまして、コミュニティの運用が必要なくなったということでございます。この間の要していた時間等に割り替えましてこのような委託料の不足額が出たということになります。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書の 16 ページ、2 項徴税費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書の 17 ページから 18 ページ、3 款民生費、1 項社会福祉費、説明資料 3 ページから 12 ページ、ありませんか。

酒井議員。

○8 番（酒井益幸君） 議案書 17 ページでして、高齢者等生活支援事業委託料について、説明資料でいきますと 8 ページになりますけれども、この高齢者支援事業等で説明資料で大まかにはわかるのですけれども、1 つ目の質問が要支援の 1、2 の方が減っておりまして、要介護 1 から 5 の方が実利用者累計が増えています。ただ、その隣のところでいきますと実績ベースで、令和 2 年度と 3 年度を比較すると実利用者数はふえています。ふえているのだけれども収入が減ったりしているという、これの要因は例えばコロナであったり、そういう影響があるのかどうかと、そのもう 1 点目が、2 点目が減っている金額が減っている要因は何なのか。ちょっと説明願いたいと思います。

○議長（荒木正光君） 鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） ヘルパー事業に係る補正でございますが、まず 1 点目のコロナによる影響という部分ですが影響はほとんどないと考えております。本年 5 月社協関係職員のコロナ陽性により若干閉めていた、ヘルパーを休んでいた期間がございますが、これはさほど収入には影響しておりません。その他コロナに係る影響というのは基本的に在宅への支援ということでございますので、影響はないと考えております。それから、その収入の減った要因ということでございますが、議員おっしゃるとおり確かに総体では実利用者数というのは減っておりません。やはり年々介護度が上っていくということで、要支援から介護の方に上っている傾向があるというふうな認識はしております。要支援の収入が減少しているということでございますが、これはいろんな要因がございまして、その入れかわりもございまして、例えば入院とかによる減少、それから週に 2 回利用していた方が週 1 回の利用に置き換わったと、こういうことが大きな減少ととらえておりまして、やっぱり直近 10 月の実績をもとに今後を推計してございますので、後は新規利用者がふえた場合はふえる要因というものもございまして、それは今現時点では 10 月実績ベースで算定しておりますので、そういう形の考え方になってございます。以上です。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

但野議員。

○5番(但野裕之君) 説明資料の6ページ、ふれあい夕食事業について質問いたします。ここでは実績値に対しての計画値が小さく実績値を活かした計画値になっておりません。このため、今回補正で対応しておりますけども、ある程度補正額の少ない補正対応ができるような計画値を想定すべきと考えますけども、どうでしょうか。

○議長(荒木正光君) 鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長(鷹嘴寧君) 計画と実績の差でございますが、確かに議員おっしゃるとおり差がございます。食数にして3,100食ほど増加してございます。ただ、当初予算の算定期限例年11月ごろでございますので、そのときの実績ベースで算定してございます。そこからいくと差がございまして、令和2年度の実績におきましても実は12,000食ということになってございます。これは単純に算定期限の差というふうなとらえ方をさせていただければいいかなと思っておりますが、当初予算算定期限を基に令和2年10月、11月実績を基に3年度の当初を算定したのですが、令和2年度実績からいくともっと上っていったということでございます。

○議長(荒木正光君) 但野議員。

○5番(但野裕之君) 令和3年度の計画値1,100食、前年の実績が1,258ということ、今年度はコロナの関係を見込んで計画値を減らしたと思うのですが、実際今回13,200というかっこうになっておりますけども、次年度で当然予算の関係もあると思うのですが、これでいくとやっぱりある程度前年度の実績数でおさえて計画立てた方がいいかと思うのです。予算の取り合いの部分で過剰に予算をつけられないという考えもあると思うのですが、次年度は今年度13,200食の実績値がありますから、13,000食程度で出して、余ったら余ったでそれでマイナスの補正を組むという形でもいいと思うのですが、ある程度の実績数を計画値に反映させた方がいいと思うのですけど。

○議長(荒木正光君) 山本副町長。

○副町長(山本政嗣君) ご指摘のようにこの事業を単独でご覧いただいたときにはそういうことになろうかと思えます。原課も全体の事業の中で予算査定に臨んでくれるわけがありますけども、今議員おっしゃるように実績でいけば要するに12,000食、13,000食ということなのではございますけども、ここも先ほどのヘルパー事業と同様に入退院の中でとかということの中でこう変動がある事業でございます。全体の事業費の中での査定に臨む上で、年度当初の予算を少し調整をしながら予算編成に臨むというような全体事業の中での各課の予算に向かっただけの取り組みという部分の事情もございまして、変動のある予測される、想定される事業でもございましてこれは過不足、年度内の補正も当初からこれは想定した中での事業執行ということをもうでありますので、ほかにもこういう事業がありますけども、そういうことの中でご理解を賜りたいと思えます。

○議長(荒木正光君) ほかがございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) それではないので、議案書の19ページ、2項児童福祉

費、説明資料 13 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、議案書の 20 ページから 21 ページ、4 款衛生費、1 項保健衛生費、説明資料 14 ページから 16 ページ、ありませんか。

酒井議員。

○8 番(酒井益幸君) 議案書の 20 ページの衛生費、保健福祉衛生総務費、健康情報システム一部改修費についてちょっと質疑しますけれども、この説明資料は 14 ページであります。ちょっと財源内訳が書いてございませんで、金額も補正予算の金額ももちろん書いてないのですが、これは国の全額負担なのかどうか、財源内訳をちょっと教えていただきたいのと、あと 2 点目が説明資料で大まかにはわかるのですけれども、今回この情報システムに当たってこの健診システムの連携だと思うのですけれども、このシステムというのはちょっと字も小さいので項目が幾つか分かれていまして、どのようなシステムのものなのかというところもう少し詳しく説明いただきたいと思います。

○議長(荒木正光君) 鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長(鷹嘴寧君) まず、1 点目の財源内訳でございますが、財源は国の補助金でございます。説明資料の左側内容欄の(1)、(2)ということで、(1)が健診結果の標準化という部分でございます。この標準化に係る国の補助は2分の1でございます。それから、(2)のシステムの整備事業に係る補助率ですが、こちらは3分の2でございます。以上が補助率でございます。それから、内容でございますがこのシステムの(1)の標準化ということでございますが、マイナンバーを通じて全国統一の様式にするということで、各自治体のシステムの中のデータの並び方だとか、様式がばらばらでございますのでそれを国の様式、標準の様式にそろえるというシステム改修部分でございます。それから、2 番目のシステム改修というのはそれらの情報をマイナポータルに上げるためその前の自治体中間サーバーというところにシステム上つなげるためのシステム改修になります。つなげる中身でございますが、健康情報のうちがん検診に係る部分ということで、胃・肺・大腸それから乳・子宮、この5つのがん検診に係る分、それから骨粗鬆症の検診、歯周病の疾患検診、肝炎ウイルスの検診と、この4つのデータをつなぐための改修ということになります。以上です。

○議長(荒木正光君) よろしいですか。ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、議案書の同ページ、3 項水道費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、議案書の 22 ページから 23 ページ、5 款農林水産業費、1 項農業費、説明資料 17 ページから 19 ページ、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書の 24 ページ、2 項林業費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書の同ページ、3 項水産業費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書の同ページ、6 款商工費、1 項商工費、説明資料 20 ページ。

須崎議員。

○9 番（須崎栄子君） 12 節の委託料についてお伺いいたします。温泉指定管理料 935 万 7,000 円の追加となっておりますが、これの内容についてというのは聞いてよろしいでしょうか。

○議長（荒木正光君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 935 万円分の今回指定管理料追加させていただきました。例年 12 月の時期に温泉の赤字部分、温泉入浴部分の赤字分につきまして町の方で指定管理料として改めて追加で支出させていただいているものです。今回は 4 月から 9 月までの上半期分の温泉の赤字分を指定管理料として追加で支払わせていただくものでございまして、半年分なのですがこのような形で 935 万追加で指定管理を計上させていただきました。よろしくお願ひします。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。

須崎議員。

○9 番（須崎栄子君） 同じ 12 節なのですけれども、これから先ったら 3 月の定例会までありませんよね。それですとね、2 月と 3 月と 2 カ月間休業になるのですけれども、その間の人件費とかというのは、働いている方の人件費とかというのはどのような考えなのでしょう。

○議長（荒木正光君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） これは新たな指定管理を担っていただく会社との引き継ぎの関係も生じてくるものですから、どの時点まで人件費が発生します、生じますということは明確にお答えすることはできないですが、少なくとも 3 月末日までということにはならず、1 月末、2 月末のどこかの時点までの人件費要する部分について指定管理料に係る部分について、みる分については指定管理料の中で賄われることになるかと思ひます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。

須崎議員。

○9 番（須崎栄子君） 地元雇用というか、そういうので働いている人に関しては 3 月末まで今で、4 月から次の指定管理者に移るわけでしょう。そしたら 2 月、3 月というのは社員じゃなくても地元雇用で働いている方のお給料というのはどうなるのかなと思ひます。

○議長（荒木正光君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） どうしてもこれは会社の経営に関することで、雇用の問題になってくるものですから、あくまでも会社から報告を受けていることについてお知らせするということになるのですが、今新たに担っていただく会社との引き継ぎの中でできる限り社員の方の雇用を守るような形で物事進めているというふうに聞いてございます。その中でできる限り失業等の期間をもし発生するのであれば、短くしたいというようなことで鋭意協議を進めているというふうに聞いておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、25 ページ、7 款土木費、1 項道路橋梁費、説明資料 21 ページから 23 ページ。

但野議員。

○5 番（但野裕之君） 説明資料 23 ページの部分で質問いたします。国費分配削減で今年度の事業が完了して残りの部分は次年度以降にずれ込むという説明になっております。今年度までの進捗率は何%なのか。そしてもう 1 点、本来今年度完了ですけれども令和 4 年度へ持ち越したということですが、令和 4 年度で工事完了となるのか、この 2 点についてお伺いします。

○議長（荒木正光君） 関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） この路線につきましては何回か本会議等でも質問を受けているところでございます。現在、舗装の方をやっておりまして、91%というところまで来ております。毎年、昨年国費の配分が半分以下という形で数年続けております。一応、当町としましては来年完成ということで国の方に要求させていただいております。今後また配当額がこれから内示を受けますので、現在のところはちょっと不明なところでご理解いただきます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、2 項河川費、説明資料 24 ページ、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書 26 ページ、3 項住宅費、説明資料 25 ページから 26 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書の同ページ、4 項下水道費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書の 27 ページ、9 款教育費、1 項教育

総務費、説明資料 27 ページから 30 ページ、ありませんか。

但野議員。

○5 番（但野裕之君） 説明資料 27 ページ、A L T の部分で質問いたします。今回、進学のため早期退職となったということですが、当初契約した中では多分契約書かわしていると思うのですが、契約書の中で契約不履行に関する項目とかはあるのでしょうか。それに該当するかどうか。また、ペナルティなどはなかったのか。この部分で答弁お願いいたします。

○議長（荒木正光君） 湊管理課長。

○管理課長（湊昌行君） ただいまのご質問でございます。中学校に配置をしておりました A L T、この方が本年帰国時期を 2 カ月早めて 6 月 30 日で帰国をされました。契約等というものは 1 年ごと町が任用することになっておりまして、任用に係る契約という部分で特にございませぬ。ただ、雇用の問題がありますので、そういった事情が生じた場合は後任の採用の問題もありますので、少なくとも 1 カ月以上前に申し入れをお願いしていたところでございます。そういった中で、新型コロナウイルスの影響によりまして、次年の次のキャリアのために早期に帰国をしたいという申し入れを受けましたので、これに係るペナルティ等は一切ございませぬ。

○議長（荒木正光君） ほかがございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書の 28 ページ、2 項小学校費、説明資料 31 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書の同ページ、3 項中学校費、説明資料 32 ページ、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書の 29 ページ、4 項認定こども園費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書の 30 ページ、5 項社会教育費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書の 31 ページ、6 項保健体育費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書の同ページ、7 項学校給食費、説明資料 33 ページ、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書の 32 ページ、11 款公債費、1 項公債

費。「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、歳入に入ります。

議案書の8ページをお開きください。歳入の質疑はページごとに一括して行います。

8ページ、10款地方交付税、12款分担金及び負担金、13款使用料及び手数料、1項使用料、2項手数料、ありませんか。

中川議員。

○2番(中川信幸君) 使用料の中で牧野使用料が441万1,000円減っているのですが、これヨーネ病の関係で畜産農家の人が預託しなかったというのも影響しているのかどうか、その点についてお願いします。

○議長(荒木正光君) 工藤町有牧野所長。

○町有牧野所長(工藤匡君) 放牧預託にかかわります予算の作成につきましては、前年度の実績に基づいて計上しております。平成30年の実績は313頭ございまして、令和元年度は353頭、それから令和2年度、本年度の予算でありますけれども330頭の実績がありましたので期間利用、短い期間も使う方いらっしゃると思いますので、そういったことで320頭で予算を計上しておりました。本年度入牧を予定しておりました大規模な農場があるのですけれども、町内の農場へ一部通年で使えるところが個人でやっている酪農家さんところに預けたということが大きく影響しております。それから、町外利用で次年度ヨーネ検査の対象町となるところがありまして、そこがこういったヨーネ病の患畜している牧場ということで一部利用を差し控えたいということが大きなことになっております。そのため216頭の実績となっております。このようなことがありましたので、次年度予算の策定に当たっては利用について調査して予算計上をするとともに、今のところ町内の方で黒毛和種の方がふえておりますので、そういった預託も含めて対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長(荒木正光君) よろしいですか。ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、9ページ、14款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、議案書の10ページ、15款道支出金、1項道負担金、2項道補助金、16款財産収入、1項財産運用収入、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、議案書の11ページ、16款財産収入、18款繰入金、20款諸収入、3項貸付金元利収入、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、議案書の12ページ、20款諸収入、21款町債、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、歳入歳出の全般にわたって、質疑ありませんか。

芳住議員。

○10番（芳住革二君） 先ほど質問してちょっとわからない部分があったのでもう1回お聞きしたいのですが、NTTと契約しているという、本来ならNTT柱をあれする場合には使用料として使われます。その柱はNTTが管理しなきゃならないというそういうものだと思うのです。それで、使用料どういう契約しているかちょっとわからないのですが、使用料を払うということはNTTの電柱はNTTのものだからそれが移設しようが、あるいは災害でもし壊れたりなんだから、それはNTTの責任で復帰したり、復興したりなんだからするのが当たり前でないかと思うのです。だから、この移設が新冠町が絡んでどうしても移設してくれという部分で出てくるのであれば、この移設使用料というのは払わないとならんというのはわかるのですけれども、本来の契約だって恐らく電柱の使用料という部分で払っていると思うのです。そういうことになるとこの移設料とかその分に発生してくるのはおかしいのでないかなと。あるいは部屋借りたってそうですよね。部屋借りてよっぽどの借りている方ない限り貸し主が全部部屋を修正したりなんだから、直したりする。僕はそれと契約内容変わらないような気がするのだけど、ちょっと出した事例はちょっと飛びすぎたかしらんけども、そこらはどういう形になっていますか。どういう契約の内容になっていますか。

○議長（荒木正光君） 下川企画課総括主幹。

○企画課総括主幹（下川広司君） NTT柱だけでなく、この事業で共架している電柱というのはほかに北電柱、北海道電力の北電柱にも共架しております。これはすべての共架している電柱に共通して言えることなのですけれども、共架させて下さいという申し出をして、共架していいですよという形で最終的には契約という行為をさせていただいているのですけれども、その契約の条件の中に使用料とは別にそういう共架ができる条件として電柱の管理者、今回でいけばNTTになりますけれども、NTTがそういう事情で電柱を建てかえたり、またはその場所から移さないといけなくなった時にそこに共架している、今回で言えば町がNTTに共架させていただいているのですけれども、共架している側が自己負担でその費用は負担するというそういう契約内容になっております。これはNTT柱だけではなくて北電柱でも同じことです。使用料は使用料でそれは別にまたお払いしている形になっております。

○議長（荒木正光君） 芳住議員。

○10番（芳住革二君） ちょっとわからないのですが、本来なら電柱を借りてあれするわけです。もともとの電柱はNTTなり北電の持ち物、それを管理運営していくのが会社の役目であって、あくまでも私たち使用料として借りているはずなのです。そこまで持ったら災害とかなんとかってなった時全部町がもたないとならないかこうになるので

ないですか。そんな契約の仕方しているのですか。

○議長（荒木正光君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） じゃっかん話し整理させていただきますけども、まず北電柱なりを移設するこの本体、これは自分達でやるのです。金出して。ようはここにあとぶら下がっているこれをずらすこの線を伸ばしたり、ずらすというこの部分を町が負担すると。なので、そういうことが前提になっているという契約なのですけども、本体については自分らでお金払ってというか、工事でやって、そこにぶら下がって移動するのでどうしてもずらさないとならないと、この部分の自分たちの持ち分については金を払って自分たちで移設する内容になっているという話です。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 加えて申しますと、共架するということは初期投資を抑えるという目的でやってございます。そして、そのかわり共架させる条件として先ほどから課長方が説明しているように、もし何かの事情が生じたときには自分たちで共架した部分は自分たちでやってくださいということをうたわれてその契約になっているのですが、町としていろいろやるときにも例えば人の敷地の中に物を通した時に許可はするけど、何かの条件があつてなつた時にはおたくの責任でやってくださいと必ずうたわれているということがありますので、ご理解いただければというふうに思います。

○議長（荒木正光君） 芳住議員、3回目ですがどうぞ。

○10番（芳住革二君） そういう説明であれば分かるのですけども、本来の形から言えばこっちの都合で移してもらったりとか何とかという部分だったら出さないとないかなと思うのです。ただ相手のもともと持っている会社の電柱を移したことでそれで線が短くなったから長くなったから、これは負担してくれというのはちょっとあり得ないと思うのだけど、そういう今の説明だったらそういう契約なっているということで理解しました。ただやっぱりこういう契約する分についてはある程度議会もこういう契約でこういう内容になっているというものを知らしめてくれれば助かるかなというふうに思いますので、以上です。

○議長（荒木正光君） 答弁はよろしいですか。

（「何事か」呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 私も同じこと確認させていただきました。それで、自分たちで自柱、自分で建てたらどうなのだという事も含めて確認したところ、まず補助事業制度上自柱の前にそういう共架ができるものがあつたらそれを優先すれというのが制度上なっているらしいのです。なので、これからも同じようなケースが出てくるということを想定しないとないということでした。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 45 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 45 号原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第 46 号

○議長（荒木正光君） 日程第 4、議案第 46 号 令和 3 年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 46 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 46 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第 47 号

○議長（荒木正光君） 日程第 5、議案第 47 号 令和 3 年度新冠町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより議案第 47 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 47 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 48 号

○議長（荒木正光君） 日程第 6、議案第 48 号 令和 3 年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより議案第 48 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 48 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 49 号

○議長（荒木正光君） 日程第 7、議案第 49 号 令和 3 年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより議案第 49 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 49 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 50 号

○議長（荒木正光君） 日程第 8、議案第 50 号 令和 3 年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより議案第 50 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 50 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 51 号

○議長（荒木正光君） 日程第 9、議案第 51 号 令和 3 年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

中川議員。

○2番(中川信幸君) 一般会計からの繰入れが1億990何万ということで、約1億1,000万ということで大変圧縮されたのかなと思います。それで、さらなる圧縮するということは並大抵なことではないと思いますけども、少しでも圧縮できるようにこのことについては、病院のことについては非常に町民も関心を持っておりますので、さらなる努力をしていただきたいと思いますので、もし考え方があればお願いいたします。

○議長(荒木正光君) 杉山診療所事務長。

○診療所事務長(杉山結城君) 回答になるかどうかわかりませんが、まず、今回の一般会計繰入金金の減額補正の大きな要因は、前年度繰越金と新型コロナウイルスワクチン接種料金の収入によるものでありますので、診療所の経営が劇的によくなっているというものではございません。しかしながら、前年度繰越金、それからワクチン接種料金ともに大きな金額となっておりますが、何もしないで発生しているわけでもございません。前年度繰越金は徹底した費用抑制の効果や収入をふやす努力を最後まで続けた結果によるものでもありますし、コロナワクチンの接種料金の収入も保健福祉課を中心とした町職員の方々の協力によるところも大きいのですが、診療所の医師や看護師、そして受付窓口職員等の努力の結果でもあります。一方、コロナ対応についても医療技術者などの地道な努力によって収入増加に結びついているところもご承知おき願いたいと思います。開設者である町長の方から医療提供サービスの向上を図りながら、診療所全体で赤字額の抑制を含めた安定経営に努めるよう指示を受けておりますので、引き続き職員全体で地道な努力を続けてまいります。ご質問にありました来年度以降の繰入金金の考え方ですけども、ここ数年間は当初予算で議決をいただいた一般会計繰入金をその年度の条件額として、前年度の一般会計繰入金決算額を一つの目標に、年度内に少しでも近づける努力をしておりますが、来年度以降も同様の考えのもと引き続き職員全体で努力してまいります。以上、回答とさせていただきます。

○議長(荒木正光君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) 討論を終結いたします。

これより議案第51号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 発委第5号

○議長（荒木正光君） 日程第10、発委第5 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の提出についてを行います。

提案理由の説明を求めます。

提出者、議会運営委員会委員長、但野裕之委員長。

○5番（但野裕之君） 発委第5号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書について、提案理由を説明します。

本意見書につきましては、本年11月16日付で日高町村議会議長会から議決要請に加え、11月30日付けで北海道町村議会議長会から意見書の議決要請があったことから、議会運営委員会として新冠町議会会議規則第14条第3項の規定に基づき別紙意見書を提出するものです。

次のページをお開き下さい。地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書。道内で定期的に実施される海洋観測データやブリ・マンボウなど南方系魚種が多くみられていることから、海水温の上昇が漁業に大きく影響を及ぼしていると推察される。加えて9月以降赤潮が発生し、漁業者をはじめ関連水産加工業者を含む地域経済に大きなダメージを与え、地域の活力を削ぎ地域の衰退を招きかねない状況のため、早急に以下の6点の措置を講ずるよう、国に強く要望するものです。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。意見書の提出先は、掲載のとおりです。

以上が、発委第5号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の提出についてです。ご審議の上、採択くださるようお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより発委第5号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより発委第5号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。本案につきましては関係機関に提出することといたします。

◎日程第11 発委第6号

○議長（荒木正光君） 日程第11、発委第6 令和4年度の米政策に関する意見書の提出についてを行います。

提案理由の説明を求めます。

提出者、議会運営委員会委員長、但野裕之委員長。

○5番（但野裕之君） 発委第6号 令和4年度の米政策に関する意見書について、提案理由を説明します。

本意見書につきましては、本年12月10日付で新冠町農業協同組合代表理事組合長から要請があったことから、議会運営委員会として新冠町議会会議規則第14条第3項の規定に基づき、別紙意見書を提出するものです。

次のページをお開き下さい。令和4年度の米政策に関する意見書。現在、令和4年度農林水産予算に係る米政策については、主食用米需給安定に向け相当程度の作付転換が予定されております。しかし、今般の水田活用の直接支払交付金の急激な見直しによって、生産者の中長期的な営農計画や地域の生産基盤が大きな影響を受けることが懸念されます。つきましては、地域農業振興や生産現場の意見も踏まえた運用となるよう、下記のとおり要請いたしますので、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。現在政府で検討している水田活用の直接支払交付金の急激な見直しは、牧草などといった転換作物の需給にも影響を及ぼし離農が増加するなど地域の崩壊につながりかねません。さらに交付金の対象とならない水田が発生することにより、農地集積が進まず、耕作放棄地の増大につながります。よって、今後の水田活用の直接支払交付金の詳細なルールの設定にあたっては、生産現場の意見にも配慮し十分にかつ慎重な検討を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。意見書の提出先は、掲載のとおりです。

以上が、発委第6号 令和4年度の米政策に関する意見書の提出についてです。ご審議の上、採択くださるようお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより発委第6号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより発委第6号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、発委第6号は原案のとおり可決されました。本案につきましては関係機関に提出することといたします。

◎日程第12 会議案第16号ないし日程第14 会議案第18号

○議長（荒木正光君） 日程第12、会議案第16号、日程第13、会議案第17号、日程第14、会議案第18号、以上3件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会、議会あり方協議特別委員会の各委員長から所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、会議案第16号、17号及び第18号は、各委員長からの申し出のとおり継続調査とすることに決定をいたしました。

◎追加日程の議決

○議長（荒木正光君） ただいま町長から、議案第52号 令和3年度新冠町一般会計補正予算について追加議案が提出されました。

お諮りいたします。提出されました議案を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号を追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。議案配布のため暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時38分

再会 午後 1時40分

○議長（荒木正光君） 会議を再開いたします。

◎追加日程第1 議案第52号

○議長（荒木正光君） 追加日程第1、議案第52号 令和3年度新冠町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君）

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第 52 号に対する質疑を行います。

質疑は、歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

長浜議員。

○7番（長浜謙太郎君） 今回の町長の判断とそれにこたえる現場の奮闘にまずは感謝と敬意を表します。その上で、事務的な部分について2点お伺いしたいと思います。こういった給付事業の場合、民法上では贈与の契約という扱いになるということをお聞きしまして、いったん対象者に通知をして拒否するかしないかの確認が必要だということを受けた上で、契約成立ということになって給付になるということをお聞きしました。その場合、通知する拒否の有無はある。そして、契約成立となって給付するという、この日にちの期間の設定というものについては決まっているものなのか、自治体での裁量があるのかという点と、今回3方式がある中で1回目全部、1回目と2回目に分ける、1回目と2回目で現金とクーポンという形ですけども、先ほど言った贈与の契約というのが、例えば1回と2回目、2回となった場合はそれぞれ必要となってくるものだったのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） まず、通知の関係ですが1回目5万円ということで決めて専決処分で予算いただいたときに、もう既に1回目の通知は発送しております。その受け取り拒否返答は12月20日までという期限をもって今まさにやっている最中でございます。ちなみに拒否する方は今のところいません。10万円に今度変更するわけですが、本議会でこの議会によって予算を可決していただいたならば、本日変更版として対象者の方に文書発送します。そして、20日までに拒否の意思がなければ年内に給付対象とする方というふうに判断させていただいて給付の手続を進めてまいりたいというふうに考えております。もう1点の質問ですが大変申しわけございませんけども、もう一度質問いただいても大丈夫なのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 長浜議員。

○7番（長浜謙太郎君） 1回目に確認作業が必要となる、うちの場合は1回で終わるんですけども、もし1回目と2回目で分かれていた場合はもう1回、2回目も同じような作業が必要だったのかということと、1回目で完了していれば2回目は自動的に拒否する権利はないと言ったら変ですけども、1回目と2回目同じ扱いで、今回2回に分かれてといううちは違うんですけど、そういう場合のケースというのあまり聞かなかったもので、そういったそれぞれで確認が必要だったものなのかどうか。

○議長（荒木正光君） 坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） 申しわけありません。1回目確認させていただいて、2

回目もおっかけ確認させていただいて、そしてその意思確認をして給付に向けて事務作業は進めると、こういうことで考えています。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。

（「何事か」呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） 分けるとしたらということですよ、分けるとして、今回はたまたま1回で給付するわけですからあれですけども、もし分けるとしたら基準日、支給対象者の基準日というのが9月30ということで設定されていますので、その基準日に基づいて住基情報とかそういった中で拾い出して、いろんな情報あわせて情報処理させていただいてするわけですから、2回目だからといって2回目の作業を新たにすることはないということです。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

堤議員。

○11番（堤俊昭君） 新聞等によりますと多くの自治体で収入要件を取っ払って独自支給という形になりそうだなというふうに思うのですけれども、ここには対象人数と書いてありますけれども、独自支給の人数というのはこの中のどっかに書いてあるのか、それとも別枠であるのかどうか、この独自支給について聞きたいと思います。それともう1点、新冠町も素早い対応だったというふうに思いますけれども、960万円というの一応あるわけでありまして、その確認いわゆる税務課の仕事というふうに思いますけれども、その作業の流れというの税情報を知らなければ個人に周知できないというふうに考えるのですけれども、そのあたりについてはいかがですか。

○議長（荒木正光君） 坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） まず、独自支給の対象人数でございますが、町が想定している人数は30名ということで予算計上させていただいています。これは単独費ということで300万円単費ということになります。今度960万円の所得制限を持っている方ですが、今回はそこを取っ払って支給しようということですからあれですけども、もしも制限かけるとなればそういった方から申請が上がった場合に、税務課にその方の了解をとって税務課に税情報を確認するというかかっこうになります。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

引き続き討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第52号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 52 号は原案のとおり可決されました。

◎町長あいさつ

○議長（荒木正光君） これをもって本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

閉会に当たり鳴海町長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 本年最後となる第 4 回定例会の閉会に当たり、一言申し述べさせていただきます。

今定例会に提出いたしましたすべての案件につきまして慎重審議の上、ご決定を賜りましたこと、また令和 2 年度一般会計をはじめ、各特別会計の決算につきまして認定も賜りましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

ことし 1 年を振り返りますと、残念ながら昨年引き続き新型コロナウイルス感染症への対応に追われた 1 年となりましたが、ワクチン接種を希望する方々に対する早期の実施や国の臨時交付金を活用した支援事業の速やかな執行、インターネット配信による事業の保管など、職員が一丸となって懸命に職務を遂行したことは町民の健康と生活を守るという我々の使命の一端を果たしたものと感じております。国内においては新規感染者が着実に減少し鎮静化する中、新たな変異株のオミクロン株や諸外国における感染拡大など、第 6 波も懸念される予断を許さない状況にありますので、町民の皆さんにはこれまで同様、感染予防を徹底されるよう引き続きお願い申し上げます。

昨年から延期された東京オリンピック、パラリンピックがコロナ禍の中、海外からの観客断念、選手団も選手以外のスタッフ人数制限や原則無観客という異例の形で大会が開催され、多くの国民はテレビでの観戦となりましたが、このような中、日本選手の活躍は目覚ましくメダルの獲得はオリンピックが過去最多の 58 個、パラリンピックは過去 2 番目の 51 個を獲得し、見るものに感動を与えてくれました。このほか、ゴルフでは松山秀樹選手が日本人初のメジャー制覇、女子では笹生優花選手が全米女子オープンで史上最少タイで優勝、野球では大リーグの大谷昌平選手が MVP を受賞、将棋では藤井聡太棋士が史上最年少の 4 冠を達成するなど、若い人たちの活躍するニュースがコロナ禍の日本中を明るくし元気にしてくれました。

一方、町内に目を向けますと軽種馬生産におきまして、5 月にはビックレッドファーム生産のユーバーレーベン号が第 82 優駿牝馬オークス優勝、10 月には須崎牧場生産のアルクトスが第 34 回マイルチャンピオンシップ南部杯優勝、11 月には芳住鉄平氏生産のミュージャーリー号が第 21 回 JBCクラシック優勝、そしてノーズヒルズ生産の無敗の三冠

馬コントロール号が第 41 回ジャパンカップを優勝し、有終の美を飾るなど全国の競馬ファンに競走馬のまち新冠町をアピールするとともに、多くの町民が元気と希望をいただきました。

基幹産業の第一次産業では、前年年においてピーマンの販売単価が異常気象等の影響で非常に高値だったことから、対前年比で1億3,000万円余り下回りましたが、それ以外のそ菜及び水稲と酪農は若干の落ち込みにとどまり、軽種馬にあつては昨年に引き続き北海道市場の取引が好調を維持し、売却額は前年を4億7,000万円ほど上回り、肉用牛においても市場単価の回復などから1億2,000万円ほどの増額となりました。しかし、水産関係では最も漁獲金額の高い秋さけが近年は不良が続いており、さらに今年は夏場から続く高い海水温が最盛期に入っても低下せず、記録的な不良となった前年の半分にも満たない漁協量で巨額金額も約4割にとどまり、9,900万円余りの減額になるなど非常に厳しい状況に加え、赤潮の発生による漁業被害の拡大も危惧され、関係支庁と連携して支援等を国や道に求めてまいります。

また、懸案であった光回線については2期目の整備工事を終えて全町で超高速ブロードバンドサービスの提供が開始されましたし、日高道の延伸に伴うホロシリ乗馬クラブの移転改築も終え、3月1日から営業を開始いたしました。さらに、JR日高線の代替え交通として4月1日から日高地域広域公共バスの運行を開始し、今後は利便性の向上と利用促進による持続可能な形をつくり上げる必要があります。また、行政報告でも申し上げましたが第三セクター株式会社新冠ヒルズの解散手続きと平行して、新たな指定管理者による新冠温泉の管理運営を来年4月からスタートさせるべく準備を進めてまいります。この間、施設の老朽化に伴う大規模な改修工事を年明け2月から3月の約2カ月間にわたり実施することとなり、利用者の皆さんにはご不便をおかけすることとなりますが、なにとぞご理解を賜りたいと存じます。

ことは、私の2期目の挑戦がスタートした年でありました。まちづくりを推進するに当たっては町民の幸せを第一に考え、同時に次世代への負担をできるだけ回避すること、すなわち町財政の健全化を図ることが重要であります。問題を先送りすることなく、ときには苦渋の選択、そして判断をしなければならないことがございます。さまざまな課題や問題がありますが真摯に向き合い職員ともども汗をかき、議会そして町民各位のご理解とご協力を賜り、私が目指す思いやりと笑顔にあふれた新冠の実現に取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本年も残すところわずかとなりました。議員各位におかれましてはご家族をおそろいで希望に満ちた新年を迎えられますよう心からご祈念を申し上げます。年末のごあいさつとさせていただきます。1年間、本当にありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長（荒木正光君） 第4回定例会の閉会に当たり、私からも一言ご挨拶を申し述べさ

させていただきます。

本年も残すところ2週間余りとなりました。特に緊急の案件がない限り、本日をもって納めの町議会となります。この1年を振り返りますと世界中が新型コロナウイルス感染症の蔓延防止対応に明け暮れ、対策は手探りの中で進められ多くの人々が不安を抱きながら日常を過ごしてきたことと思われまます。そのような中で、予防ワクチンの接種は理事者をはじめ職員が一丸となって接種体制に取り組んだことにより、管内でも一足早く接種が受けられたことは高齢者をはじめ、多くの町民が安心できたものと思われまます。皆さんのご尽力とワクチン接種によりコロナ禍の収束を感じられ始めたところ、オミクロン株の蔓延が世界的に注目され、気を緩めることができない中ではありますが、行政をつかさどる理事者をはじめ、職員の皆さんには町民の幸せと住みよい町づくりに身を挺してご尽力下さることを改めて期待いたします。

このコロナ禍、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が当初より一年延期され、本年7月から30日間東京では57年ぶり2度目の開催となりました。新型コロナウイルスの世界的感染拡大発生後、世界が初めて一堂に会しアスリートとスポーツの祭典という純粋な本質に焦点を当てたオリンピックとして、かつてないほどの団結力と連帯感を示し、無観客での開催であったにもかかわらず選手をはじめ、ボランティアや関係者の皆さんの活動に感動した30日間でありました。

また、コロナ禍で懸念された本町の基幹産業である一次産業は、水稻とピーマンの販売額は昨年を下回りましたが、農作物全体の販売金額は10億円を超えており、酪農は乳価引き下げで乳代は下がりましたが、和牛においては昨年を上回り、軽種馬の北海道市場売却額も昨年を上回り24億円を超えたとのことであります。さらに、町内生産馬においては中央競馬のオークスとジャパンカップで、交流競馬ではマイルチャンピオンシップ南部杯とJBCクラシックでそれぞれ優勝し、中央と地方交流をあわせてG1レースで4勝する活躍が見られました。農業での明るい兆しが見えた一方で、漁業では太平洋沿岸をはじめとする赤潮の影響により、秋サケなどは漁獲量が激減するなど甚大な被害を受けており、今後、当町の漁業者等にその影響が及ぶことが懸念され、当町を取り巻く経済情勢は依然として厳しいものがあります。

少子高齢化や人口減少など、避けては通ることのできない社会問題が多々ある中で、まちな行財政運営はその地域情勢を的確に分析しながら将来に向かう取り組みが求められます。町民と行政、そして議会が英知を結集し、「思いやりと笑顔あふれる“レ・コードなまち”にいかっぷ」に向けて進むことが大事であります。私たち議員も課せられた責任と町民の付託にこたえるべく、議員としての資質をさらに高め、議会人としてより一層の努力をしまいたいと思います。

最後になりましたが、来年こそ新型コロナウイルスが収束し、慣例として行ってきた儀式や催しが以前のように普通に開催できるように。また、普段どおりの生活に戻ることができるように祈念するとともに、町民各位のご健勝とご多幸をご祈念申し上げ、閉会に際

してのごあいさついたします。

◎閉会の議決

○議長（荒木正光君） お諮りいたします。

本定例会に付された事件はすべて終了いたしました。会議規則第7条の規定により、令和3年第4回新冠町議会定例会を本日で閉会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ご異議ないものと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉議宣告

○議長（荒木正光君） これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（荒木正光君） これをもって、令和3年第4回新冠町定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

（午後 2時35分 閉会）